

# 石川県公報

令和5年10月4日(水曜日)

号 外

(第61号)

## 目 次

規 則	
○生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(薬事衛生課)	1
○石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則(競馬業務課)	13

## 規 則

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和五年十月四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第三十号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(石川県事務委任規則の一部改正)

第一条 石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第十号2中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改め、同項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)

1 附則第三条第一項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項の規定による調査

(旅館業法施行細則の一部改正)

第二条 旅館業法施行細則(昭和三十二年石川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書及び同項第八号を削る。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条中「旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が」を削り、「様式第二号」を「様式第二号の二」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 省令第一条の三第一項の規定による法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)の地位の承継の承認申請をしようとするときは、様式第二号によらなければならない。

本則に次の一条を加える。

(宿泊者名簿)

第七条 省令第四条の二第三項第二号の知事が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- 年齢
- 到着年月日時
- 出発年月日時
- 前宿泊地
- 行き先

様式第二号中「豊氏名」を「氏名」に、

事 業 譲 渡	旅館業法施行規則第 1 条第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該旅館業を譲り受けたことを証する旨	
備 考		

を

備 考	
-----	--

に改め、同

様式添付書類 8 を削り、同様式備考中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を削る。

様式第二号中「第 3 条関係」を「第 4 条関係」に、「職氏名」を「氏名」に、「第 3 条の 2」を「第 3 条の 3」に改め、同様式を様式第二号の 1 とし、様式第一号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

石川県知事 様

【譲受人】

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

【譲渡人】

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり譲渡により旅館業の営業の承継の承認を受けたいので、旅館業法第 3 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

記

営業施設の名称			
営業施設の所在地			
許可年月日	年 月 日	番 号	石川県指令 第 号
譲渡予定年月日			
旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容	有・無	内 容	

(添付書類)

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

備考 この用紙は、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三号中「第4条」を「第5条」に、「続き柄」を「続柄」に、「第3条の3」を「第3条の4」に改める。

様式第四号中「第4条」を「第5条」に改める。

様式第五号中「第5条」を「第6条」に、「職氏名」を「氏名」に改める。

様式第六号中「第5条」を「第6条」に、「職氏名」を「氏名」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第三条 理容師法施行細則(昭和四十二年石川県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 法第十一条の三第二項の規定による譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出 別記様式第五号 別記様式第二号中「職及び氏名」を「氏名」に、

同一の場所で開設する 美容所がある場合	名 称	開設予定の場合は、その年月日	
	(検査確認証の番号) 美第 号		
事 業 譲 渡	理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書 又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨	有・無	

を

同一の場所で開設する 美容所がある場合	名 称	開設予定の場合は、その年月日	
	(検査確認証の番号) 美第 号		

に改め、同

様式(添付書類)5を削り、同様式中備考2及び備考3を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「職及び氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第六号を別記様式第七号とし、別記様式第五号を別記様式第六号とし、別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

理 容 所 承 継 届

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

次のとおり譲渡により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第 11 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

理 容 所	名 称	
	所 在 地	
	確 認 年 月 日 及 び 番 号	
営 業 を 譲 渡 し た 者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
譲 渡 の 年 月 日		

(添付書類)

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し (住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)

備考 この用紙は、日本産業規格 A 4 とすること。

(美容師法施行細則の一部改正)

第四条 美容師法施行細則(昭和四十二年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 法第十二条の二第二項の規定による譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出 別記様式第五号 別記様式第二号中「職及び氏名」を「氏名」に、

同一の場所で開設する 理容所がある場合	名 称	開設予定の場合は、その年月日	
	(検査確認証の番号) 理第 号		
事 業 譲 渡	美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨		有・無

を

同一の場所で開設する 理容所がある場合	名 称	開設予定の場合は、その年月日	
	(検査確認証の番号) 理第 号		

に改め、同

様式(添付書類)5を削り、同様式中備考2及び備考3を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「職及び氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第六号を別記様式第七号とし、別記様式第五号を別記様式第六号とし、別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

美 容 所 承 継 届

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

次のとおり譲渡により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第 12 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

美 容 所	名 称	
	所 在 地	
	確 認 年 月 日 及 び 番 号	
営 業 を 譲 渡 し た 者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
譲 渡 の 年 月 日		

(添付書類)

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し (住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)

備考 この用紙は、日本産業規格 A 4 とすること。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第五条 公衆浴場法施行細則(昭和四十五年石川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「省令」の下に「第一条の二第一項」を加える。

別記様式第一号中「職氏名」を「氏名」に、

管 理 人 の 氏 名			を
事 業 譲 渡	公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨	有・無	

  

管 理 人 の 氏 名		に改め、同
-------------	--	-------

様式備考5及び備考6を削る。

別記様式第二号中「職氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第三号中「続柄」を「続柄」に、「職氏名」を「氏名」に、

被 相 続 人 (合併により消滅した法人又は分割により営業を承継させた法人)	を
相 続 開 始 年 月 日 (合併又は分割の年月日)	

浴場業を譲渡した者又は被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割により営業を承継させた法人	に改め、同様式中(添付書類)を次のように改める。
譲渡又は相続開始、合併若しくは分割の年月日	

(添付書類)

- 1 譲渡の場合にあつては、浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し
- 3 相続の場合にあつては、戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 4 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記様式第五号及び別記様式第六号中「職氏名」を「氏名」に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第六条 クリーニング業法施行細則(昭和五十九年石川県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第十一号中「別記様式第十四号」を「別記様式第十五号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「別記様式第十二号」を「別記様式第十四号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 法第五条の三第二項の規定による譲渡による営業者の地位の承継届 別記様式第十三号

別記様式第六号中「続柄」を「続柄」に、「失せう」を「失踪」に改める。

別記様式第九号中



免 許 年 月 日			
事 業 譲 渡	クリーニング業法施行規則第 1 条の 3 第 1 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨		有・無

を

免 許 年 月 日			
-----------	--	--	--

に改め、同

様式 (添付書類) 3 を削り、同様式中備考 2 及び備考 3 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第十号中

免 許 年 月 日			
事 業 譲 渡	クリーニング業法施行規則第 1 条の 3 第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨		有・無

を

免 許 年 月 日			
-----------	--	--	--

に改め、同様式 (添付

書類) を次のように改める。

(添付書類)

営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師がいる場合は、その氏名

別記様式第十号中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第十四号を別記様式第十五号とし、別記様式第十三号を別記様式第十四号とし、別記様式第十二号の次に次の一様式を加える。

別記様式第13号(第8条関係)

## 営 業 者 承 継 届

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

次のとおり譲渡により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称	
	所 在 地	
	確認年月日及び番号	
無 店 舗 取 次 店	名 称	
	業務用車両の保管場所	
	業務用車両の自動車登録番号又は車両番号	
	届出済証交付年月日及び番号	
営 業 を 譲 渡 し た 者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
譲 渡 の 年 月 日		

(添付書類)

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

備考 この用紙は、日本産業規格A4とすること。

(石川県興行場法施行条例施行規則の一部改正)

第七条 石川県興行場法施行条例施行規則(昭和五十九年石川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項ただし書及び同項第六号を削り、同条第三項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「戸籍謄本若しくは」を「相続による承継の場合にあつては、戸籍謄本又は」に改め、「又は法人の定款若しくは寄附行為の写し」を削り、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 譲渡による承継の場合にあつては、興行場の譲渡が行われたことを証する書類
- 二 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

別記様式第一号中「職氏名」を「氏名」に、

	空 気 環 境 設 備 の 種 類	観 覧 室 そ の 他		を に改
事 業 譲 渡	興行場法第2条第1項の規定による許可を受けて興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨		有・無	

め、同様式備考4を削る。

別記様式第一号中「続き柄」を「続柄」と、「職氏名」を「氏名」と、

被 相 続 人 ( 合 併 に よ り 消 滅 ) し た 法 人 又 は 分 割 に よ り 営 業 を 承 継 さ せ た 法 人	を
相 続 開 始 年 月 日 ( 合 併 又 は 分 割 ) の 年 月 日	

興行場営業を譲渡した者 又は被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割により営業を承継させた法人	に改める。
譲渡又は相続開始、合併若しくは分割の年月日	

別記様式第三号及び別記様式第四号中「職氏名」を「氏名」に改める。

(石川県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第八条 石川県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「届出は」の下に、「譲渡によるものにあつては別記様式第五号」を加え、「別記様式第五号」を「別記様式第五号の二」に改める。

別記様式第五号中「食鳥処理事業者」を「食鳥処理業者」に改め、同様式添付書類2中「許可事業者」を「食鳥処理業者」に改め、同様式を別記様式第五号の二とし、別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

別記様式第5号(第5条関係)

食鳥処理事業承継届

年 月 日

石川県知事 様

郵便番号  
届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり譲渡により食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

食鳥処理場	名 称	
	所 在 地	
許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
食鳥処理の事業を譲渡した者	住 所	
	氏 名	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日

添付書類

食鳥処理の事業の譲渡が行われたことを証する書類

備考 届出者及び食鳥処理の事業を譲渡した者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

別記様式第六号中「食鳥処理事業者」を「食鳥処理業者」に改め、同様式添付書類中「営業」を「事業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

(旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に旅館業(旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業をいう。次項において同じ。)を譲り受けた者に係る第二条の規定による改正前の旅館業法施行細則第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の旅館業法施行細則第七条の規定は、施行日以後に旅館業の施設に宿泊(旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。以下この項において同じ。)を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者(施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。)については、なお従前の例による。

(理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第三条の規定による改正前の理容師法施行細則別記様式第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

(美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第四条の規定による改正前の美容師法施行細則別記様式第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

(公衆浴場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日前に公衆浴場法(昭和三十二年法律第百二十九号)第一条第二項に規定する浴場業を譲り受けた者に係る

第五条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則別記様式第一号の規定の適用については、なお従前の例による。

(クリーニング業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第六条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則別記様式第九号及び別記様式第十号の規定の適用については、なお従前の例による。

(石川県興行場法施行条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 8 施行日前に興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第二項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係る第七条の規定による改正前の石川県興行場法施行条例施行規則別記様式第一号の規定の適用については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 9 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第三十一号

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次、第一条及び第六章の章名中「公正」の下に「かつ円滑な実施」を加える。

第六十七条の次に次の一条を加える。

(報告の徴収)

- 第六十七条の二 知事は、競馬の公正を確保するため必要があると認めるときは、調教師、騎手又はきゆう務員に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 知事は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、馬主、調教師、騎手又はきゆう務員に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

第六十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 馬主が競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行つたことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、当該馬主の所有する馬(共有馬を含む)の出走を停止することができる。

第七十二条第一項第三号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の二号を加える。

- 十 競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行つたことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。

- 十一 第六十七条の二各項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告せず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出したとき。

- 第七十二条第二項中「調教師、騎手又はきゆう務員に対しては」を「者には」に、「執ることがある」を「とることができる」に改める。

第八十七条第二項中「第五号」の下に「次項」を加え、同項第三号中「第三十三条第二号」を「第三十四条」に「これ」を「これら」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 取締委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、競馬場への入場を拒否することができる。

- 一 競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行つたことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる行為をした者

- 二 第六十七条の二各項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告せず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者

第八十八条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「前条第二項各号」の下に「又は第三項各号」を加える。

第九十条中「公正」の下に「かつ円滑な実施」を加える。

第九十二条中「害する」を「害し、及び競馬の円滑な実施に支障を及ぼす」に改める。

附 則

この規則は、石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例（令和五年石川県条例第二十八号）の施行の日から施行する。